

○ 中央卸売市場における業務運営について（平成12年3月31日付け12食流第746号）の一部改正新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第4 中央卸売市場における売買取引 1～14 （略） （削る。）</p>	<p>第4 中央卸売市場における売買取引 1～14 （略） <u>15 取引における消費税及び地方消費税の転嫁</u> <u>卸売市場における取引について消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の転嫁が円滑かつ適正に行われるよう、開設者にあつては、次に示す事項に留意の上、関係業者の指導に努めるものとする。</u> <u>(1) 転嫁についての考え方</u> <u>① 卸売業者</u> <u>ア セリ売又は入札</u> <u>卸売業者がセリ売又は入札で卸売を行う場合にあつては、買受人に対してそのセリ売又は入札に係る価格を提示させ、その価格決定後に、これにその8%に相当する金額を上乗せしたものを取引が成立した卸売価格とさせる。</u> <u>イ 相対取引による販売</u> <u>卸売業者が相対取引（いわゆる「定価売」を含む。）によって卸売を行う場合にあつては、買受人との交渉により決定した相対取引に係る価格に、その8%に相当する金額を上乗せしたものを取引が成立した卸売価格とさせる。</u> <u>ウ 委託品の仕切</u> <u>卸売業者が出荷者に売買仕切書を送付するに当たっては、次の金額を明記させる。</u> <u>a 個々の出荷物のセリ売、入札又は相対取引に係る価格</u> <u>b aの合計額</u> <u>c bの8%に相当する金額</u> <u>d bとcの合計額</u> <u>なお、dの金額が仕切金額となるが、卸売業者が立て替えた諸経費はその8%に相当する金額を含めて、これから控除させる。</u></p>

エ 卸売業者の委託手数料

卸売業者の委託手数料の金額については、卸売金額に委託手数料率を乗じて得られた金額とする。

オ 卸売代金の請求

卸売業者が卸売の相手から代金を請求するに当たっては、請求書に次の金額を明記させる。

a 個々の卸売物品のせり売、入札又は相対取引に係る価格

b aの合計額

c bの8%に相当する金額

d bとcの合計額

② 仲卸業者

ア せり売又は入札による買受け

仲卸業者に対し、せり売又は入札においては、提示した価格にその8%に相当する金額を上乗せしたものが買取価格になることを周知させる。

イ 相対による買受け

仲卸業者に対し、相対取引による買受けにおいては、卸売業者との交渉により決定した相対取引に係る価格に、その8%に相当する金額を上乗せしたものが買取価格になることを周知させる。

③ 売買参加者

せり売又は入札及び相対による買受けについて、仲卸業者に対する指導と同様の指導を行う。

④ 買出人

仲卸業者による消費税等の転嫁について十分な理解が得られるよう消費税等の基本的性格、市場取引における消費税等の転嫁の方法等について周知させる。

(2) 価格等の報告等

① 販売原票

卸売業者が記入する販売原票には、せり売、入札又は相対取引に係る価格を記入させる。

② 価格等の報告

卸売業者が開設者に価格等を報告する場合には、卸売価格等を報告させる。

③ 価格の公表

15 事務手続の簡素化  
(略)  
(削る。)

開設者が価格を掲示又は公表する場合には、卸売価格を掲示又は公表する。

(3) 出荷奨励金

卸売業者が出荷者に対し出荷奨励金を交付する場合に当たっては、卸売金額に交付率を乗じて得た額を交付させる。

なお、出荷奨励金は消費税等の課税対象になるので、その交付を受けた課税事業者である出荷者は納税義務があることを周知させる。

(4) 完納奨励金

卸売業者が買受人に対し完納奨励金を交付する場合にあっては、卸売金額に交付率を乗じて得た額を交付させる。

なお、完納奨励金は消費税等の課税対象になるので、その交付を受けた課税事業者である買受人は納税義務があることを周知させる。

(5) その他

① 端数処理の方法

卸売業者又は仲卸業者が、その販売等に係る金額を算出する場合に、1円未満の端数は四捨五入させる。

② 事業報告書の作成

法第28条に基づき卸売業者が事業報告書（省令別記様式第1号の第2の貸借対照表及び損益計算書を除く。）を作成する場合にあっては、消費税等を仕入れ及び売上げに含めて会計処理を行う方法に基づき作成させる。

③ 純資産基準額の適用

卸売業者の純資産基準額(昭和46年6月30日農林省告示第1028号)の「卸売金額」は、せり売、入札又は相対取引に係る価格にその8%に相当する金額を上乗せした金額とする。

16 事務手続の簡素化  
(略)

(別紙3) 受託契約約款例

(趣旨)

第1条 ○○○中央卸売市場○○市場○○部の卸売業者である○○○会社(以下「会社」という。)が○○○中央卸売市場○○市場(以下「市場」という。)において行う卸売のための販売の委託の引受は、卸売

市場法(昭和46年法律第35号。以下「法」という。)、同法施行規則(昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。)、〇〇〇中央卸売市場業務規程(以下「業務規程」という。)、同規程施行規則(以下「規則」という。)その他関係諸法令によるほか、受託者との間に特約のない限り、本約款によるものとします。

(会社の義務)

**第2条** 会社は、委託者のために、受託した物品の卸売を誠実にを行います。

2 会社が本約款に違反して委託者に損害を与えたときは、その賠償の責任を負います。

(委託者の義務)

**第3条** 委託者は、委託する物品については、次に掲げる事項に適合し、その商標信用を保証する責任を有するものとします。

(1) 食品表示法に基づく食品表示基準(名称及び原産地表示等)

(2) 食品衛生法上の基準及び規格

(3) 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法における「特定牛肉」を委託する場合は、同法で定める「個体識別番号」の表示方法

(委託物品の引渡し)

**第4条** 委託者は、会社に対する委託物品の引渡しをすべて市場内の卸売場で行うこととします。

ただし、法第39条第1号又は第2号前段の規定により卸売をする場合には、当該場所で引渡しを行うこととします。

(委託物品の受領)

**第5条** 会社は、委託物品の引渡しを受けたときは、委託者に対して、ただちに、その物品の種類、数量、等級、品質、受領のときにおける物品の状態及び受領の日時を通知します。ただし、受領の翌日までに売買仕切書を発送する場合は、売買仕切書の発送をもって受領の通知に代えることができることとします。

2 前項の場合において、委託物品について、種類又は品質の相違、損敗、数量の不足等の異状を認めたときは、会社は引渡しを受けた後遅

滞なく開設者の指定する検査員の確認を受け、ただちにその結果を委託者に通知することとし、また、当該物品を販売したときは、その結果を売買仕切書に付記することとします。

3 会社は、委託物品の異状については、前項の確認を受け、その証明を得なければ委託者に対抗することができないものとし、

(委託物品の保管)

第6条 会社は、受領した委託物品の販売が終了するまでは、その保管の責任を負うものとし、

2 会社は、会社の責めに帰すべき事由によって委託物品の保管中に生じた腐敗損傷等委託者の受けた損害について、その賠償の責任を負います。

3 会社は、委託物品の卸売に当たりその一部を見本に供した場合は、その見本に供した物品に通常生ずる品質の損傷若しくは低下又は減量等については、その責任を負いません。

(委託物品の手入れ等)

第7条 会社は、委託物品の性質に従い、その販売のため通常必要とする手入加工その他の調製をすることができるものとし、

(委託物品の検査)

第8条 会社は、委託物品の保管中その物品について国又は地方公共団体の検査を受けたときは、速やかに、その概要等を委託者に通知しま  
す。

(衛生上有害な物品等の受託拒否)

第9条 会社は、衛生上有害な物品又は客観的事情に照らして食品としての安全性が十分に確保されておらず健康に危害を及ぼす可能性がある物品、市場の過去の実績からみてすべて残品となり販売に至らなかった物品と品質が同程度であるとして開設者の指定する検査員が認めた物品、食品表示法その他の法令の定めに違反する物品、市場施設の処理能力を超える入荷が見込まれる場合で物理的に受け入れが困難な物品、本約款によらない販売の委託の申込みがあった場合の物品、市場外取引や他市場での残品の出荷であることが明白であり、これが同一の出荷者により繰り返し行われ、その量も相当程度ある場合の物品及び暴力団関係

者から販売の委託の申込みがあった場合の物品の販売の委託は、引き受けません。

2 前項に掲げる物品について、販売の委託があったとき、又は国若しくは地方公共団体から売買を差し止められ、若しくは撤去を命ぜられたときは、会社は、開設者の指示に従って、これを処分することがあります。

3 前項の処分によって生じた費用および損害は、すべて委託者の負担とします。

4 第2項の処分をしたときは、会社は、処分に関する開設者の証明書を添付し、速やかに、その旨を委託者に通知します。

(帳簿の閲覧)

第10条 会社は、委託者の請求があるときは、特別の事情がある場合を除いて、営業時間中、いつでも販売の委託を受けた物品の販売に関する諸帳簿及び書類の閲覧の求めに応じ、かつ、質問に応答します。

(受信場所)

第11条 委託者からの会社に対する諸通信は、市場内の会社の事務所あてに行うものとします。

(送り状等の添付)

第12条 委託者が会社あてに委託物品を出荷する場合は、その物品の種類、数量、等級、品質、その他受領に関し必要な事項を記載した送り状又は発送案内をその物品に添付するものとします。なお、委託物品の運送を他人に委託する場合も同様とします。

2 前項の送り状又は発送案内をその物品に添付しないときは、委託者は、品質の相違、数量の不足又は委託先の不明等による受領の遅延について、会社に対抗することはできないこととします。

(委託物品の上場)

第13条 会社は、委託物品を、その受領後最初の卸売取引に上場するものとします。

2 会社は、委託者に著しく損害を与えるおそれがあることその他相当の事由があると認めるときは、委託者の同意又は開設者の承認を受けて委託物品の全部又は一部についてその上場を前項の翌日の卸売取引へと変

更するか、翌日及びそれ以降の連続する営業日へ等量ずつ分割して上場  
することができることとします。

3 委託物品の上場順位は、委託者から特段の指示がない場合は、会社の  
判断により決めることができるものとします。

(販売方法)

第14条 委託物品の販売の方法は、次の各号に掲げる物品の区分に応じ、  
当該各号に掲げる販売方法によることとします。

(1) 業務規程別表第1に掲げる物品 せり売又は入札の方法

(2) 業務規程別表第2に掲げる物品 毎日の卸売予定数量のうち規  
則で定める割合に相当する部分についてはせり売若しくは入札の方  
法、それ以外の部分についてはせり売若しくは入札の方法又は相対  
取引

(3) 業務規程別表第3に掲げる物品 せり売若しくは入札の方法又  
は相対取引

2 前項第1号及び第2号に掲げる物品(前項第2号に掲げる物品にあつ  
ては、同号の一定割合に相当するせり売若しくは入札の方法による部  
分に限る。)について、次の各号のいずれかに該当する場合であつて、  
開設者の承認を受けたときは相対取引の方法によることができること  
とします。

(1) 災害が発生した場合

(2) 入荷が遅延した場合

(3) 卸売の相手方が少数である場合

(4) せり売又は入札の方法による卸売により生じた残品の卸売をす  
る場合

(5) 会社と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結  
した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合

(6) 緊急に出港する船舶に物品を供給する必要があるためその他や  
むを得ない理由により通常の出荷開始の時刻以前に卸売をする場合

(7) 次条の規定により、当該市場における仲卸業者及び売買参加者以  
外の者に対して卸売をする場合

3 第1項第2号及び第3号に掲げる物品については、次の各号に掲げ  
る場合であつて、開設者の指示を受けたときは、せり売又は入札の方  
法によることとします。

(1) 当該市場における生鮮食料品等の入荷量が一時的に著しく減少

した場合

(2) 当該市場における生鮮食料品等に対する需要が一時的に著しく増加した場合

4 第2項第6号の規定により卸売をしたときの当該物品の卸売価格（消費税及び地方消費税を含む価格とします。以下同じ。）は、当該物品と同種の物品についてその日に価格形成された卸売価格を基準として開設者が定める価格設定基準に基づき算定した価格とします。

（当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対する卸売）

**第15条** 会社は、次の各号に掲げる場合であって、開設者の許可又は承認を受けたときは、委託物品を当該市場の仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して卸売をすることができるものとします。

(1) 当該市場における入荷量が著しく多いか、又は委託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者にとって品目又は品質が特殊であるため残品を生ずるおそれがある場合

(2) 委託物品が当該市場の仲卸業者及び売買参加者に対する卸売をした後残品となった場合

(3) 開設区域内の他の市場の入荷量を調整するため当該他の市場の卸売業者に対して卸売をする場合

(4) 開設区域外の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、会社からの卸売の方法以外の方法によっては委託物品と同種の物品の出荷を受けることが著しく困難である当該卸売市場の卸売業者に対して卸売をする場合

(5) 会社が他の市場の卸売業者と締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該他の卸売市場の卸売業者又は買受人（卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可又は承認を受けた者をいう。以下同じ。）に対して卸売をする場合

注) 食肉市場にあつては家畜の生体は除くものとします。

(6) 会社が農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者を構成員とする農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、森林組合若しくは森林組合連合会（これらの者の出資又は拠出に係る法人で農林漁業の振興をを図ることを目的とするものを含む。））及び食品製造業者等（生鮮食料品等を原料又は材料として使用し、製造、加工又は販売の事業を行う者）と締



結した国内産の農林水産物を利用した新商品の開発に必要な素材の供給に関する契約に基づき、当該食品製造業者等に対して卸売をする場合

注) 食肉市場にあつては家畜の生体は除くものとします。

(販売不成立の場合の処理)

**第16条** 会社は、委託物品について、その販売が不成立となった場合は、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。

2 前項の場合、委託者は会社に当該物品の返送又は廃棄を求めることができるものとします。

3 前項の規定により、委託者の求めに応じて、会社が当該物品を返送又は廃棄した場合に要した費用は委託者の負担とします。

(指値等の条件)

**第17条** 委託者は、委託物品の販売について、指値（消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。）その他の条件を付すことができることとしますが、その場合には、第12条第1項の送り状若しくは発送案内等に付記するか又はその物品の販売準備着手前までにその旨を会社に通知しなければならないこととします。なお、これらの通知がその物品の販売準備着手前までに到着しないときは、その条件がなかったものとみなすものとします。

2 前項の指値その他の条件を変更しようとする場合は、前項の規定を準用することとします。

(指値等の条件がある場合で販売不成立の場合の処理)

**第18条** 会社は、委託物品の販売につき指値その他の条件がある場合において、その条件どおり委託物品を販売することのできないときは、遅滞なくその旨を委託者に通知し、その指図を求めることとします。ただし、委託者の指図を待つと委託者に対し著しく損害を与えるおそれがあると認められる場合においては、開設者の確認を受けて、その条件がなかったものとみなしてこれを販売することができることとします。

2 前項の場合において、損害が生じたときは会社は、その賠償の責任を負いません。

3 第1項ただし書の規定によって販売したときは、会社は、これに関

する開設者の証明書を売買仕切書に添付して委託者に送付するものとします。

(再委託の禁止)

**第19条** 会社は、委託者の要求又は同意がなければ、他の卸売業者に委託物品販売の委託をすることはできないこととします。

(委託の解除等)

**第20条** 委託者による販売委託の解除又は他の卸売業者への委託替えの申込みは、その委託物品の販売準備着手前に限り、会社は、これに応ずるものとします。

2 前項の申込みに応じた場合においては、会社は、委託の解除又は委託替えに応じたために要した費用は委託者の負担とします。

(会社に事故あるときの処置)

**第21条** 会社が卸売の業務の許可を取り消されたとき又はその許可に係る卸売の業務を停止されたとき若しくは売買を差し止められたときは、未販売の委託物品は、開設者の指示に基づいて処置するものとします。

(販売後の事故処理)

**第22条** 委託物品を販売し、これを買受人に引き渡した後において、買受人から隠れた瑕疵があること又は数量、品質に著しい差異があること等を理由として開設者が定める期間内に会社に対して販売代金の減額の申出があった場合であつて、その申出について開設者が正当な理由があると認めたときは、会社は、それに相当する減額をします。この場合、会社は、開設者の証明書を添付して委託者にその旨を通知するものとします。

(委託手数料)

**第23条** 会社が委託者から收受する委託手数料は、野菜及びその加工品(つけ物は除く。)は卸売金額(消費税及び地方消費税を含む金額とします。以下同じ。)の100分の〇、果実及びその加工品は卸売金額の100分の〇……とします。  
生鮮水産物及びその加工品は卸売金額の100分の〇……とします。  
食肉は卸売金額の100分の〇……とします。

花き卸売金額の100分の〇……とします。

(委託者の費用負担)

第24条 委託物品の卸売に係る費用のうち次に掲げるものは、これらに係る消費税額及び地方消費税額を含めて委託者の負担とします。

(1) 通信費(当該物品を販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用)

(2) 運送料(会社の当該物品の卸売場までの運搬費及び荷卸しに要する費用)

(3) 売買仕切金送料

(4) 保管料(委託物品を冷蔵その他の方法により保管したためとくに経費を必要としたときは、その費用)

(5) 調製費(手入れ加工その他の調製につきとくに経費を要したときはその費用)

(6) その他会社が立て替えた費用

注) その他正当な理由がある場合は、必要に応じて定めるものとする。

2 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとします。

(売買仕切書の送付)

第25条 会社は、委託物品の卸売をしたときは、その卸売をした翌日までに、当該卸売をした物品の品目、等級、価格(消費税及び地方消費税を含まない価格とします。以下同じ。)、数量及び価格と数量の積の合計額、当該合計額の8%に相当する金額、前条第2項の規定により控除すべき委託手数料及び費用の金額並びに差引仕切金額(「売買仕切金」とします。以下同じ。)を記載した売買仕切書を委託者に送付するものとします。

(仕切金の支払)

第26条 売買仕切金の送付は、委託物品の販売をした翌日までに行うこととします。

2 売買仕切金の送付に代えて、前項に定める期日までに委託者の要請等により売買仕切金を現金で支払う場合の支払い場所は、市場内の会社の事務所とします。

(仕切金の精算)

第27条 委託者は、委託物品の卸売金額が委託手数料と第 24 条第 2 項の規定により控除すべき金額の合計額に満たないときは、会社に対し、速やかに、精算するものとします。ただし、委託者が引き続き販売の委託をする場合には、次回の委託物品の仕切計算に合算してこれを精算することができるものとします。

(再販売)

第28条 会社は、買受人が卸売を受けた物品の引取りを怠ったため委託物品を再販売したときは、その卸売金額によって仕切りを行うものとします。ただし、再販売によって差損金を生じたときは、最初に販売したときの卸売金額によるものとします。

(電子商取引についての取扱い)

第29条 委託物品を市場に搬入することなく法第 39 条第 2 号後段に定める電子情報処理組織を使用する取引方法その他の情報通信の技術を利用とする取引方法（電子商取引）により卸売を行う場合の委託物品の引渡し、受領、事故処理及びその他必要な事項については、第 4 条、第 5 条、第 12 条及び第 22 条の規定にかかわらず、別に定めるところにより行うこととします。

(臨時開市等の通知)

第30条 臨時の開市及び休業その他委託者に重要な関係を有する事項については、ただちに委託者に通知するものとします。

(別紙 3) (略)

(別紙 4) 主な事務手続きごとの事務簡素化の区分

附 則（令和元年 9 月 30 日元食産第 2406 号）  
この通知は、令和元年 10 月 1 日から施行する。